

報告第20号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第21号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第 2 2 号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

報告第23号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第24号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第25号

矢巾 SIC 関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事請負契約の変更に関する
専決処分に係る報告について

矢巾 SIC 関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事請負契約の変更に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

専 決 処 分 書

矢巾 SIC 関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年7月26日

矢巾町長 高橋昌造

記

- 1 工 事 名 矢巾 SIC 関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字広宮沢地内
- 3 契約の相手方 盛岡市加賀野二丁目8番15号
東野建設工業株式会社
代表取締役社長 東野久晃

4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	122,040,000円	119,723,400円

報告第26号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第27号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第28号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成29年度財政健全化
判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

1 平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率

(単位：%)

項目	比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率		—	—	13.6	126.1
早期健全化基準		14.22	19.22	25.0	350.0

2 平成29年度決算に基づく経営健全化判断比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
矢巾町水道事業会計	—	
矢巾町下水道事業会計	—	

諮問第4号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

住 所 矢巾町大字岩清水第11地割27番地2

氏 名 細川 榮子

昭和22年10月14日生

諮問第5号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住 所 矢巾町大字西徳田第4地割43番地6

氏 名 山本 加代子

昭和23年11月23日生

議案第64号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

住 所 矢巾町大字又兵エ新田第7地割143番地11

氏 名 掛川 はるな

昭和48年3月5日生

議案第65号

町道堤川目線田尻橋橋梁架替工事請負契約の変更について

町道堤川目線田尻橋橋梁架替工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 町道堤川目線田尻橋橋梁架替工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字広宮沢地内
- 3 契約の相手方 矢巾町大字下矢次第2地割23番地
タカヨ建設株式会社
代表取締役 高 橋 貞 雄

4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	157,680,000円	187,840,080円

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第66号

公共施設等省エネルギー改修その2工事請負契約の締結について

公共施設等省エネルギー改修その2工事請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 公共施設等省エネルギー改修その2工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 矢巾町大字南矢幅第13地割123番地 他6施設 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札による工事請負契約 |
| 4 | 契 約 金 額 | 257,040,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 盛岡市南仙北一丁目22番61号
岩手電工株式会社
代表取締役 川 村 武 史 |

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第74号

平成29年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

平成29年度矢巾町一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第75号

平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第76号

平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第 77 号

平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第78号

平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定
について

平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第79号

平成29年度矢巾町水道事業会計決算認定について

平成29年度矢巾町水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第80号

平成29年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成29年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年 9月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

未処分利益剰余金を減債積立金への積立及び資本金への組入として処分する。

未処分利益剰余金の額	410,233,257円
減債積立金への積立	261,098,676円
資本金への組入	149,134,581円

議案第 8 1 号

平成29年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

平成29年度矢巾町下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造